（資料４）労働者向け周知様式

（工事請負契約用）

**豊橋市公契約条例に関するお知らせ**

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 | 豊橋市 |
| 工　　期 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

　　　上記の業務は、豊橋市が定める基準額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。

**◆適用労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用労働者 | ・事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）・自らが提供する労務の対価を得るため、事業者との請負の契約により適用公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方） |
| 適用を受けられない労働者 | ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）・最低賃金法第７条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）・特定公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）・工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）・特定公契約に従事した時間が１か月当たり３０分未満の者 |

**◆労働報酬下限額**

　◎特定公契約の職種及び内容に応じて、労働者に支払われるべき１時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | 別表のとおり |

**◆申出をする場合の申出先**

　◎適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。

　　なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 所在地 | 電話番号 |
| 受注者 |  |  |  |
| 受注関係者※ |  |  |  |
| 発注者 | 豊橋市　　　部　　　課 | 〒　豊橋市 | 0532-　　-　　(直通) |

※受注関係者とは、「下請負者」及び「受注者又は下請負者へ労働者を派遣する企業」になります。

（資料５）労働者向け周知様式

（業務委託契約、指定管理協定用）

**豊橋市公契約条例に関するお知らせ**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 |  |
| 業務場所 | 豊橋市 |
| 業務期間 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

　　上記の業務は、豊橋市が定める基準額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。

**◆適用労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用労働者 | ・事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等） |
| 適用を受けられない労働者 | ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）・最低賃金法第７条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）・特定公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）・特定公契約に従事した時間が１か月当たり３０分未満の者 |

**◆労働報酬下限額**

　◎特定公契約の職種及び内容に応じて、労働者に支払われるべき１時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | ９７０　円 |
| ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については９５５　円 |

**◆申出をする場合の申出先**

　◎適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。

　　なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 所在地 | 電話番号 |
| 受注者 |  |  |  |
| 受注関係者※ |  |  | 0532-　-　　(直通) |
| 発注者 | 豊橋市　　部　　課 | 〒　豊橋市 |

※受注関係者とは、「下請負者」及び「受注者又は下請負者へ労働者を派遣する企業」になります。